



茅ヶ崎ローカル応援チケット

あなたの買い物が
このまちの元気になる

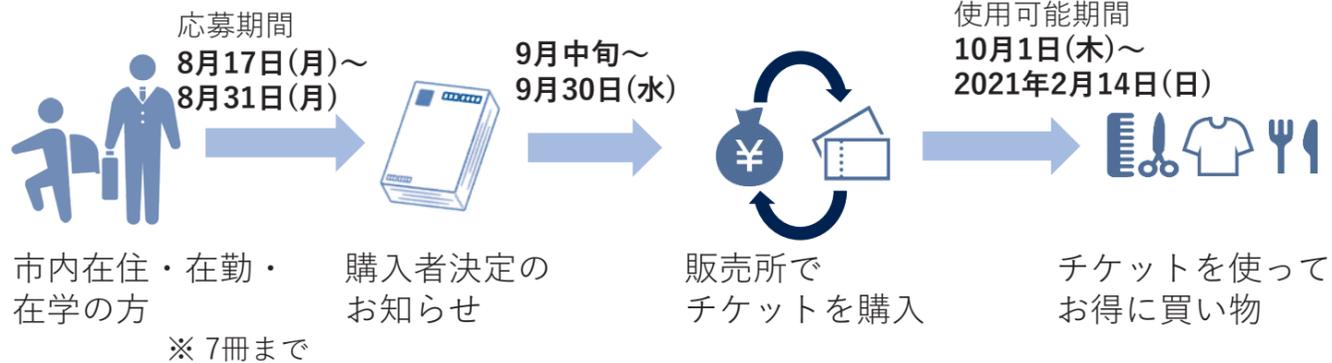
たくさんの想いを込めて
ちょっとおトクに地元のお店を応援しませんか

8月17日(月)～
応募開始

1冊1万円で、1万3000円分のお買い物ができるチケットです

新型コロナの影響を鑑み、市内事業者支援を目的として市内で使えるプレミアム付「茅ヶ崎ローカル応援チケット」を販売します。はがきまたは、茅ヶ崎ローカル応援チケットホームページからお申し込みください。

【産業振興課商工業振興担当】



共通券 3000円分
(使用可能な全店舗で)

1000円券3枚

専用券 1万円分
(使用可能な中小規模店舗で)

1000円券7枚・500円券6枚



使用可能店舗一覧

応募

はがきで、住所・氏名・電話番号、購入希望冊数・対象区分(在住・在勤・在学)を記入し、〒253-8799茅ヶ崎郵便局私書箱第8号茅ヶ崎市ロコチケット係へ郵送 ※ 応募者1人につきはがき1枚で応募(茅ヶ崎ローカル応援チケットHPも可)

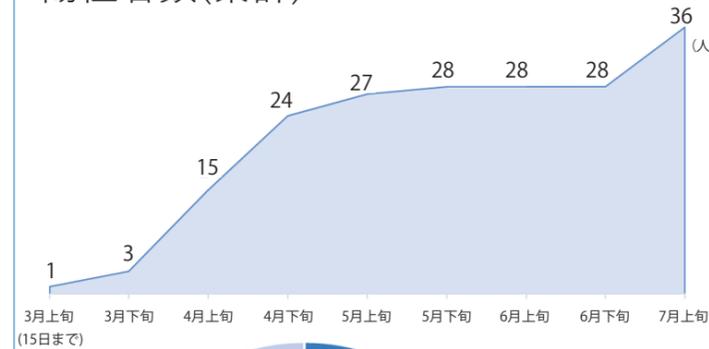
私たちが乗り越える。見つめ直してコロナ対策

新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言が全国的に解除されて約2か月半。これまでの市内感染状況をまとめました。今なお身近にあるウイルスであり、感染拡大の第2波・第3波などへの懸念は払拭できないため、いま一度、私たちができることを見直し、感染予防への取り組みを進めましょう。

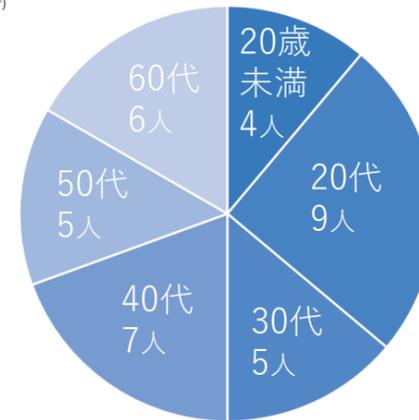
【秘書広報課広報担当】

陽性者数(累計)

※ 市HP・記者発表資料をもとに作成

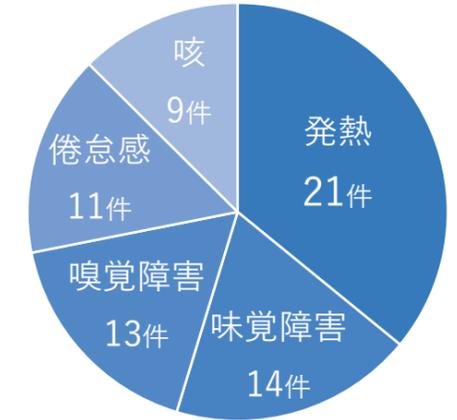


- 5月下旬から6月下旬まで陽性者数はおおむね横ばいであったものの7月から再び増加傾向に
- 7月1日から15日までの新規感染者数は8人



年代別感染者数

→20歳未満の感染も確認



感染者の主な症状

→発熱や味覚・嗅覚障害などの症状も見られる

これらの症状を見逃さないで

幅広い年代で感染注意

感染症対策のキホンをもう一度

身体的距離の確保



熱中症に気を付けて
マスクの着用



手洗い



新型コロナウイルス感染症関連特集

発行 2020年(令和2年)8月15日

※ 本掲載内容は7月15日時点での情報です

茅ヶ崎市企画部秘書広報課

〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 ☎(82)1111 FAX(87)6345



茅ヶ崎市HP

新型コロナに関連して困ったときの問い合わせ先一覧を作成しました。各家庭で保管し、必要に応じて活用してください。(7月15日時点)

保存版

なに

誰

どんな

どこに

生活

住居確保給付金
緊急小口資金
総合支援資金
国民健康保険の傷病手当金の支給
市営住宅の一時的な提供
特別定額給付金 8月26日(水)まで

休業等による収入減少で住居を失いそうな方へ
減収または失業等で生活資金が不安な方へ
国民健康保険に加入していて、感染もしくは感染の疑いで無給や減給した方へ
失業等で住居の退去を余儀なくされた方へ
市民の方へ(2020年4月27日時点で)

家賃相当額を支給(上限あり)
最大20万円貸し付け
最大20万円貸し付け(世帯員数による)
傷病手当金を支給
市営住宅を6か月貸し出し(使用料あり)
一律10万円を支給

生活支援課生活自立相談窓口
茅ヶ崎市社会福祉協議会
☎(85)9650
保険年金課給付担当
建築課市営住宅担当
福祉政策課特別定額給付金担当

税金・料金

市税の納付猶予
県税の納付猶予
国税の納付猶予
国民健康保険料の減免
後期高齢者医療保険料の減免
介護保険料の減免
国民年金保険料
上下水道料金の支払い猶予

休業等による収入減少で納税が難しい方へ
主たる生計維持者が感染もしくは収入が減少したこと等により支払いが難しい方へ
支払いが難しい方へ(本人・配偶者等の所得要件あり)
支払いが難しい方へ

納期限から最大1年間の徴収猶予
保険料の減額や免除
最長4か月の支払い猶予

収納課納税担当
藤沢県税事務所☎0466(26)2111
国税局猶予相談センター
☎0120(948)271
保険年金課保険料担当
保険年金課後期高齢者医療保険担当
高齢福祉介護課保険料担当
藤沢年金事務所☎0466(50)1151
茅ヶ崎水道営業所☎(52)6151

子育て

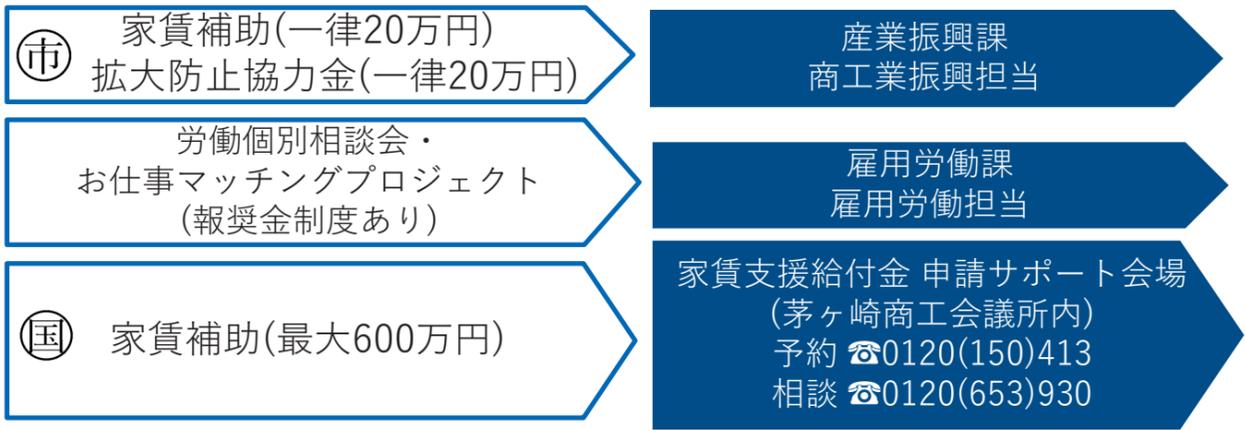
子育て世帯への臨時特別給付金
ひとり親世帯臨時特別給付金
家庭児童相談室

児童手当を受給する世帯の方へ
児童扶養手当等を受給する世帯の方へ
子育てに関するお悩みのある方へ

児童1人あたり1万円
1世帯あたり5万円(追加支給あり)
18歳未満の子どもに関する相談

子育て支援課手当給付担当
家庭児童相談室☎(82)1151

市内事業者の方へ



帰国者・接触者相談センターの電話受け付け時間の変更

9時～21時
(土・日曜日、祝日も実施)

8月1日から

9時～19時
(月～金曜日)
9時～17時
(土曜日、祝日)

変更前

変更後

帰国者・接触者
相談センター

☎(55)5395
FAX(82)0501

※ 支援の対象には、条件がある場合がありますので各問い合わせ先へご確認ください

茅ヶ崎市役所 ☎(82)1111 FAX(87)6345 8時30分～17時(土・日曜日、祝日は除く)